

行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十四号）新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）

改正後

目次

- 第一章 総則（第一条―第七条）
 - 第二章 抗告訴訟
 - 第一節 取消訴訟（第八条―第三十五条）
 - 第二節 その他の抗告訴訟（第三十六条―第三十八条）
 - 第三章 当事者訴訟（第三十九条―第四十一条）
 - 第四章 民衆訴訟及び機関訴訟（第四十二条・第四十三条）
 - 第五章 補則（第四十四条―第四十六条）
- 第一章 総則

（この法律の趣旨）
 第一条 行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（行政事件訴訟）
 第二条 この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう。

（抗告訴訟）
 第三条 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

3 この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求、異議申立てその他の不服申立て（以下単に「審査請求」という。）に対する行政庁の裁決、決定その他の行為（以下単に「裁決」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

4 この法律において「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。

5 この法律において「不作為の違法確認の訴え」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであるにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。

6 この法律において「義務付けの訴え」とは、次に掲げる場合において、行政

改正前

目次

- 第一章 総則（第一条―第七条）
 - 第二章 抗告訴訟
 - 第一節 取消訴訟（第八条―第三十五条）
 - 第二節 その他の抗告訴訟（第三十六条―第三十八条）
 - 第三章 当事者訴訟（第三十九条―第四十一条）
 - 第四章 民衆訴訟及び機関訴訟（第四十二条・第四十三条）
 - 第五章 補則（第四十四条―第四十五条）
- 第一章 総則

（この法律の趣旨）
 第一条 行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（行政事件訴訟）
 第二条 この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう。

（抗告訴訟）
 第三条 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

3 この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求、異議申立てその他の不服申立て（以下単に「審査請求」という。）に対する行政庁の裁決、決定その他の行為（以下単に「裁決」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

4 この法律において「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。

5 この法律において「不作為の違法確認の訴え」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内にならぬか処分又は裁決をすべきにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。

（新設）

庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。
一 行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがされないとき（次号に掲げる場合を除く。）。

二 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにかかわらずこれがされないとき。

7 | この法律において「差止め訴訟」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。

（当事者訴訟）

第四条 この法律において「当事者訴訟」とは、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの及び公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟をいう。

（民衆訴訟）

第五条 この法律において「民衆訴訟」とは、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものをいう。

（機関訴訟）

第六条 この法律において「機関訴訟」とは、国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟をいう。

（この法律に定めがない事項）

第七条 行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。

第二章 抗告訴訟

第一節 取消訴訟

（処分の取消しの訴えと審査請求との関係）

第八条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。

（新設）

（当事者訴訟）

第四条 この法律において「当事者訴訟」とは、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの及び公法上の法律関係に関する訴訟をいう。

（民衆訴訟）

第五条 この法律において「民衆訴訟」とは、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものをいう。

（機関訴訟）

第六条 この法律において「機関訴訟」とは、国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟をいう。

（この法律に定めがない事項）

第七条 行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。

第二章 抗告訴訟

第一節 取消訴訟

（処分の取消しの訴えと審査請求との関係）

第八条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。

- 一 審査請求があつた日から三箇月を経過しても判決がないとき。
 - 二 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - 三 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 第一項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、その審査請求に対する判決があるまで（審査請求があつた日から三箇月を経過しても判決がないときは、その期間を経過するまで）、訴訟手続を中止することができる。

（原告適格）

第九条 処分の取消しの訴え及び判決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は判決の取消しを求めるとき法律上の利益を有する者（処分又は判決の効果期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は判決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

2 裁判所は、処分又は判決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たつては、当該処分又は判決の根拠となる法令の規定の文言のみならず、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たつては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たつては、当該処分又は判決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。

（取消しの理由の制限）

第十条 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求められない。

2 処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した判決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、判決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求められない。

（被告適格等）

第十一条 処分又は判決をした行政庁（処分又は判決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。）が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を被告として提起しなければならない。

- 一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体
- 二 判決の取消しの訴え 当該判決をした行政庁の所属する国又は公共団体

2 処分又は判決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟

- 一 審査請求があつた日から三箇月を経過しても判決がないとき。
 - 二 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - 三 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 第一項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、その審査請求に対する判決があるまで（審査請求があつた日から三箇月を経過しても判決がないときは、その期間を経過するまで）、訴訟手続を中止することができる。

（原告適格）

第九条 処分の取消しの訴え及び判決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は判決の取消しを求めるとき法律上の利益を有する者（処分又は判決の効果期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は判決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

（新設）

（取消しの理由の制限）

第十条 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求められない。

2 処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した判決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、判決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求められない。

（被告適格）

第十一条 処分の取消しの訴えは、処分をした行政庁を、判決の取消しの訴えは、判決をした行政庁を被告として提起しなければならない。ただし、処分又は判決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、その行政庁を被告として提起しなければならない。

（新設）

訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。

3 前二項の規定により被告とすべき国若しくは公共団体又は行政庁がない場合には、取消訴訟は、当該処分又は判決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起しなければならない。

4 第一項又は前項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟を提起する場合には、訴状には、民事訴訟の例により記載すべき事項のほか、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を記載するものとする。

一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁
二 判決の取消しの訴え 当該判決をした行政庁

5 第一項又は第三項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟が提起された場合には、被告は、遅滞なく、裁判所に対し、前項各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を明らかにしなければならない。

6 処分又は判決をした行政庁は、当該処分又は判決に係る第一項の規定による国又は公共団体を被告とする訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する。

(管轄)

第十二条 取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは判決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

2 土地の収用、鉱業権の設定その他不動産又は特定の場所に係る処分又は判決についての取消訴訟は、その不動産又は場所の所在地の裁判所にも、提起することができる。

3 取消訴訟は、当該処分又は判決に関し事案の処理に当たつた下級行政機関の所在地の裁判所にも、提起することができる。

4 国又は独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」という。)にも、提起することができる。

5 前項の規定により特定管轄裁判所に同項の取消訴訟が提起された場合であつて、他の裁判所に事実上及び法律上同一の原因に基づいてされた処分又は判決に係る抗告訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

(関連請求に係る訴訟の移送)

第十三条 取消訴訟と次の各号の一に該当する請求(以下「関連請求」という。

2 前項の規定により被告とすべき行政庁がない場合には、取消訴訟は、当該処分又は判決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(管轄)

第十二条 行政庁を被告とする取消訴訟は、その行政庁の所在地の裁判所の管轄に属する。

2 土地の収用、鉱業権の設定その他不動産又は特定の場所に係る処分又は判決についての取消訴訟は、その不動産又は場所の所在地の裁判所にも、提起することができる。

3 取消訴訟は、当該処分又は判決に関し事案の処理に当たつた下級行政機関の所在地の裁判所にも、提起することができる。

(新設)

(新設)

(関連請求に係る訴訟の移送)

第十三条 取消訴訟と次の各号の一に該当する請求(以下「関連請求」という。

（）に係る訴訟とが各別の裁判所に係属する場合において、相当と認めるときは、関連請求に係る訴訟の係属する裁判所は、申立てにより又は職権で、その訴訟を取消訴訟の係属する裁判所に移送することができる。ただし、取消訴訟又は関連請求に係る訴訟の係属する裁判所が高等裁判所であるときは、この限りでない。

- 一 当該処分又は判決に関連する原状回復又は損害賠償の請求
- 二 当該処分とともに一個の手續を構成する他の処分の取消しの請求
- 三 当該処分に係る判決の取消しの請求
- 四 当該判決に係る処分の取消しの請求
- 五 当該処分又は判決の取消しを求める他の請求
- 六 その他当該処分又は判決の取消しの請求と関連する請求

（出訴期間）

第十四条 取消訴訟は、処分又は判決があつたことを知つた日から六箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（削る）

- 2| 取消訴訟は、処分又は判決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3| 処分又は判決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、処分又は判決に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、前二項の規定にかかわらず、これに対する判決があつたことを知つた日から六箇月を経過したとき又は当該判決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（被告を誤つた訴えの救済）

第十五条 取消訴訟において、原告が故意又は重大な過失によらないで被告とすべき者を誤つたときは、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、被告を変更することを許すことができる。

- 2 前項の決定は、書面とするものとし、その正本を新たな被告に送達しなければならない。
- 3 第一項の決定があつたときは、出訴期間の遵守については、新たな被告に対する訴えは、最初に訴えを提起した時に提起されたものとみなす。
- 4 第一項の決定があつたときは、従前の被告に対しては、訴えの取下げがあつたものとみなす。
- 5 第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 第一項の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 7 上訴審において第一項の決定をしたときは、裁判所は、その訴訟を管轄裁判所に移送しなければならない。

（）に係る訴訟とが各別の裁判所に係属する場合において、相当と認めるときは、関連請求に係る訴訟の係属する裁判所は、申立てにより又は職権で、その訴訟を取消訴訟の係属する裁判所に移送することができる。ただし、取消訴訟又は関連請求に係る訴訟の係属する裁判所が高等裁判所であるときは、この限りでない。

- 一 当該処分又は判決に関連する原状回復又は損害賠償の請求
- 二 当該処分とともに一個の手續を構成する他の処分の取消しの請求
- 三 当該処分に係る判決の取消しの請求
- 四 当該判決に係る処分の取消しの請求
- 五 当該処分又は判決の取消しを求める他の請求
- 六 その他当該処分又は判決の取消しの請求と関連する請求

（出訴期間）

第十四条 取消訴訟は、処分又は判決があつたことを知つた日から三箇月以内に提起しなければならない。

（削る）

- 2| 前項の期間は、不変期間とする。
- 2| 取消訴訟は、処分又は判決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3| 第一項及び前項の期間は、処分又は判決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、その審査請求をした者については、これに対する判決があつたことを知つた日又は判決の日から起算する。

（被告を誤つた訴えの救済）

第十五条 取消訴訟において、原告が故意又は重大な過失によらないで被告とすべき者を誤つたときは、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、被告を変更することを許すことができる。

- 2 前項の決定は、書面とするものとし、その正本を新たな被告に送達しなければならない。
- 3 第一項の決定があつたときは、出訴期間の遵守については、新たな被告に対する訴えは、最初に訴えを提起した時に提起されたものとみなす。
- 4 第一項の決定があつたときは、従前の被告に対しては、訴えの取下げがあつたものとみなす。
- 5 第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 第一項の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 7 上訴審において第一項の決定をしたときは、裁判所は、その訴訟を管轄裁判所に移送しなければならない。

(請求の客観的併合)

第十六条 取消訴訟には、関連請求に係る訴えを併合することができる。
2 前項の規定により訴えを併合する場合において、取消訴訟の第一審裁判所が高等裁判所であるときは、関連請求に係る訴えの被告の同意を得なければならない。被告が異議を述べないで、本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、同意したものとみなす。

(共同訴訟)

第十七条 数人は、その数人の請求又はその数人に対する請求が処分又は判決の取消しの請求と関連請求とである場合に限り、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができる。
2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(第三者による請求の追加的併合)

第十八条 第三者は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、その訴訟の当事者の一方を被告として、関連請求に係る訴えをこれに併合して提起することができる。この場合において、当該取消訴訟が高等裁判所に係属しているときは、第十六条第二項の規定を準用する。
第十六条第二項の規定を準用する。

(原告による請求の追加的併合)

第十九条 原告は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、関連請求に係る訴えをこれに併合して提起することができる。この場合において、当該取消訴訟が高等裁判所に係属しているときは、第十六条第二項の規定を準用する。
2 前項の規定は、取消訴訟について民事訴訟法(平成八年法律第九号)第四百四十三条の規定の例によることを妨げない。

第二十条 前条第一項前段の規定により、処分の取消しの訴えをその処分についての審査請求を棄却した判決の取消しの訴えに併合して提起する場合には、同項後段において準用する第十六条第二項の規定にかかわらず、処分の取消しの訴えの被告の同意を得ることを要せず、また、その提起があつたときは、出訴期間の遵守については、処分の取消しの訴えは、判決の取消しの訴えを提起した時に提起されたものとみなす。

(国又は公共団体に対する請求への訴えの変更)

第二十一条 裁判所は、取消訴訟の目的たる請求を当該処分又は判決に係る事務の帰属する国又は公共団体に対する損害賠償その他の請求に変更することが相当であると認めるときは、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、原告の申立てにより、決定をもつて、訴えの変更を許すことができる。

(請求の客観的併合)

第十六条 取消訴訟には、関連請求に係る訴えを併合することができる。
2 前項の規定により訴えを併合する場合において、取消訴訟の第一審裁判所が高等裁判所であるときは、関連請求に係る訴えの被告の同意を得なければならない。被告が異議を述べないで、本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、同意したものとみなす。

(共同訴訟)

第十七条 数人は、その数人の請求又はその数人に対する請求が処分又は判決の取消しの請求と関連請求とである場合に限り、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができる。
2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(第三者による請求の追加的併合)

第十八条 第三者は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、その訴訟の当事者の一方を被告として、関連請求に係る訴えをこれに併合して提起することができる。この場合において、当該取消訴訟が高等裁判所に係属しているときは、第十六条第二項の規定を準用する。
第十六条第二項の規定を準用する。

(原告による請求の追加的併合)

第十九条 原告は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、関連請求に係る訴えをこれに併合して提起することができる。この場合において、当該取消訴訟が高等裁判所に係属しているときは、第十六条第二項の規定を準用する。
2 前項の規定は、取消訴訟について民事訴訟法(平成八年法律第九号)第四百四十三条の規定の例によることを妨げない。

第二十条 前条第一項前段の規定により、処分の取消しの訴えをその処分についての審査請求を棄却した判決の取消しの訴えに併合して提起する場合には、同項後段において準用する第十六条第二項の規定にかかわらず、処分の取消しの訴えの被告の同意を得ることを要せず、また、その提起があつたときは、出訴期間の遵守については、処分の取消しの訴えは、判決の取消しの訴えを提起した時に提起されたものとみなす。

(国又は公共団体に対する請求への訴えの変更)

第二十一条 裁判所は、取消訴訟の目的たる請求を当該処分又は判決に係る事務の帰属する国又は公共団体に対する損害賠償その他の請求に変更することが相当であると認めるときは、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、原告の申立てにより、決定をもつて、訴えの変更を許すことができる。

- 2 前項の決定には、第十五条第二項の規定を準用する。
- 3 裁判所は、第一項の規定により訴えの変更を許す決定をするには、あらかじめ、当事者及び損害賠償その他の請求に係る訴えの被告の意見をきかなければならない。
- 4 訴えの変更を許す決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 5 訴えの変更を許さない決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(第三者の訴訟参加)

- 2 第二十二條 裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者若しくはその第三者の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その第三者を訴訟に参加させることができる。
- 3 裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び第三者の意見をきかなければならない。
- 4 第一項の申立てをした第三者は、その申立てを却下する決定に対して即時抗告をすることができる。
- 5 第一項から第三項までの規定を準用する。

(行政庁の訴訟参加)

- 2 第二十三條 裁判所は、処分又は裁決をした行政庁以外の行政庁を訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、当事者若しくはその行政庁の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その行政庁を訴訟に参加させることができる。
- 3 第一項の規定により訴訟に参加した行政庁については、民事訴訟法第四十五条第一項及び第二項の規定を準用する。

(釈明処分の特則)

- 2 第二十三條の二 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。
 - 一 被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、処分又は裁決の内容、処分又は裁決の根拠となる法令の条項、処分又は裁決の原因となる事実その他処分又は裁決の理由を明らかにする資料(次項に規定する審査請求に係る事件の記録を除く。)であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の提出を求めること。
 - 二 前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する資料であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の送付を囑託すること。

- 2 前項の決定には、第十五条第二項の規定を準用する。
- 3 裁判所は、第一項の規定により訴えの変更を許す決定をするには、あらかじめ、当事者及び損害賠償その他の請求に係る訴えの被告の意見をきかなければならない。
- 4 訴えの変更を許す決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 5 訴えの変更を許さない決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(第三者の訴訟参加)

- 2 第二十二條 裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者若しくはその第三者の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その第三者を訴訟に参加させることができる。
- 3 裁判所は、前項の決定をするには、あらかじめ、当事者及び第三者の意見をきかなければならない。
- 4 第一項の申立てをした第三者は、その申立てを却下する決定に対して即時抗告をすることができる。
- 5 第一項から第三項までの規定を準用する。

(行政庁の訴訟参加)

- 2 第二十三條 裁判所は、他の行政庁を訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、当事者若しくはその行政庁の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その行政庁を訴訟に参加させることができる。
- 3 第一項の規定により訴訟に参加した行政庁については、民事訴訟法第四十五条第一項及び第二項の規定を準用する。

(新設)

2 裁判所は、処分についての審査請求に対する判決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、当該審査請求に係る事件の記録であつて当該行政庁が保有するもの全部又は一部の提出を求めること。

二 前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する事件の記録であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の送付を嘱託すること。

(職権証拠調べ)
第二十四条 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができ。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見をきかなければならない。

(執行停止)
第二十五条 処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止(以下「執行停止」という。)をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。

3 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。

4 執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない。

5 第二項の決定は、疎明に基づいてする。

6 第二項の決定は、口頭弁論を経ないですることができる。ただし、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならない。

7 第二項の申立てに対する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

8 第二項の決定に対する即時抗告は、その決定の執行を停止する効力を有しない。

(事情変更による執行停止の取消し)
第二十六条 執行停止の決定が確定した後、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、裁判所は、相手方の申立てにより、決定をもつて、執行停止の決定を取り消すことができる。
2 前項の申立てに対する決定及びこれに対する不服については、前条第五項から第八項までの規定を準用する。

(職権証拠調べ)
第二十四条 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができ。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見をきかなければならない。

(執行停止)
第二十五条 処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止(以下「執行停止」という。)をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。

(新設)
3 執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない。

4 第二項の決定は、疎明に基づいてする。

5 第二項の決定は、口頭弁論を経ないですることができる。ただし、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならない。

6 第二項の申立てに対する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

7 第二項の決定に対する即時抗告は、その決定の執行を停止する効力を有しない。

(事情変更による執行停止の取消し)
第二十六条 執行停止の決定が確定した後、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、裁判所は、相手方の申立てにより、決定をもつて、執行停止の決定を取り消すことができる。
2 前項の申立てに対する決定及びこれに対する不服については、前条第四項から第七項までの規定を準用する。

(内閣総理大臣の異議)

第二十七条 第二十五条第二項の申立てがあつた場合には、内閣総理大臣は、裁判所に対し、異議を述べることができる。執行停止の決定があつた後においても、同様とする。

2 前項の異議には、理由を附さなければならない。

3 前項の異議の理由においては、内閣総理大臣は、処分を執行し、又は手続を続行しなければ、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする。

4 第一項の異議があつたときは、裁判所は、執行停止をすることができず、また、すでに執行停止の決定をしているときは、これを取り消さなければならない。

5 第一項後段の異議は、執行停止の決定をした裁判所に対して述べなければならない。ただし、その決定に対する抗告が抗告裁判所に係属しているときは、抗告裁判所に対して述べなければならない。

6 内閣総理大臣は、やむをえない場合でなければ、第一項の異議を述べてはならず、また、異議を述べたときは、次の常会において国会にこれを報告しなければならない。

(執行停止等の管轄裁判所)

第二十八条 執行停止又はその決定の取消しの申立ての管轄裁判所は、本案の係属する裁判所とする。

(執行停止に関する規定の準用)

第二十九条 前四条の規定は、判決の取消しの訴えの提起があつた場合における執行停止に関する事項について準用する。

(裁量処分の取消し)

第三十条 行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。

(特別の事情による請求の棄却)

第三十一条 取消訴訟については、処分又は判決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は判決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。この場合には、当該判決の主文において、処分又は判決が違法であることを宣言しなければならない。

2 裁判所は、相当と認めるときは、終局判決前に、判決をもつて、処分又は判決が違法であることを宣言することができる。

(内閣総理大臣の異議)

第二十七条 第二十五条第二項の申立てがあつた場合には、内閣総理大臣は、裁判所に対し、異議を述べることができる。執行停止の決定があつた後においても、同様とする。

2 前項の異議には、理由を附さなければならない。

3 前項の異議の理由においては、内閣総理大臣は、処分を執行し、又は手続を続行しなければ、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする。

4 第一項の異議があつたときは、裁判所は、執行停止をすることができず、また、すでに執行停止の決定をしているときは、これを取り消さなければならない。

5 第一項後段の異議は、執行停止の決定をした裁判所に対して述べなければならない。ただし、その決定に対する抗告が抗告裁判所に係属しているときは、抗告裁判所に対して述べなければならない。

6 内閣総理大臣は、やむをえない場合でなければ、第一項の異議を述べてはならず、また、異議を述べたときは、次の常会において国会にこれを報告しなければならない。

(執行停止等の管轄裁判所)

第二十八条 執行停止又はその決定の取消しの申立ての管轄裁判所は、本案の係属する裁判所とする。

(執行停止に関する規定の準用)

第二十九条 前四条の規定は、判決の取消しの訴えの提起があつた場合における執行停止に関する事項について準用する。

(裁量処分の取消し)

第三十条 行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。

(特別の事情による請求の棄却)

第三十一条 取消訴訟については、処分又は判決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は判決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。この場合には、当該判決の主文において、処分又は判決が違法であることを宣言しなければならない。

2 裁判所は、相当と認めるときは、終局判決前に、判決をもつて、処分又は判決が違法であることを宣言することができる。

3 終局判決に事実及び理由を記載するには、前項の判決を引用することができる。

(取消判決等の効力)

第三十二条 処分又は判決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する。
2 前項の規定は、執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用する。

第三十三条 処分又は判決を取り消す判決は、その事件について、処分又は判決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する。

2 申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を却下し若しくは棄却した判決が判決により取り消されたときは、その処分又は判決をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分又は審査請求に対する判決をしなければならぬ。

3 前項の規定は、申請に基づいてした処分又は審査請求を認容した判決が判決により手続に違法があることを理由として取り消された場合に準用する。

4 第一項の規定は、執行停止の決定に準用する。

(第三者の再審の訴え)

第三十四条 処分又は判決を取り消す判決により権利を害された第三者で、自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができなかったため判決に影響を及ぼすべき攻撃又は防御の方法を提出することができなかったものは、これを理由として、確定の終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服の申立てをすることができる。

2 前項の訴えは、確定判決を知つた日から三十日以内に提起しなければならぬ。

3 前項の期間は、不変期間とする。

4 第一項の訴えは、判決が確定した日から一年を経過したときは、提起することができない。

(訴訟費用の裁判の効力)

第三十五条 国又は公共団体に所属する行政庁が当事者又は参加人である訴訟における確定した訴訟費用の裁判は、当該行政庁が所属する国又は公共団体に對し、又はそれらの者のために、効力を有する。

第二節 その他の抗告訴訟

(無効等確認の訴えの原告適格)

第三十六条 無効等確認の訴えは、当該処分又は判決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は判決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分若しくは判決の存否又はその効力の有無を

3 終局判決に事実及び理由を記載するには、前項の判決を引用することができる。

(取消判決等の効力)

第三十二条 処分又は判決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する。
2 前項の規定は、執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用する。

第三十三条 処分又は判決を取り消す判決は、その事件について、当事者たる行政庁その他の関係行政庁を拘束する。

2 申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を却下し若しくは棄却した判決が判決により取り消されたときは、その処分又は判決をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分又は審査請求に対する判決をしなければならぬ。

3 前項の規定は、申請に基づいてした処分又は審査請求を認容した判決が判決により手続に違法があることを理由として取り消された場合に準用する。

4 第一項の規定は、執行停止の決定に準用する。

(第三者の再審の訴え)

第三十四条 処分又は判決を取り消す判決により権利を害された第三者で、自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができなかったため判決に影響を及ぼすべき攻撃又は防御の方法を提出することができなかったものは、これを理由として、確定の終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服の申立てをすることができる。

2 前項の訴えは、確定判決を知つた日から三十日以内に提起しなければならぬ。

3 前項の期間は、不変期間とする。

4 第一項の訴えは、判決が確定した日から一年を経過したときは、提起することができない。

(訴訟費用の裁判の効力)

第三十五条 国又は公共団体に所属する行政庁が当事者又は参加人である訴訟における確定した訴訟費用の裁判は、当該行政庁が所属する国又は公共団体に對し、又はそれらの者のために、効力を有する。

第二節 その他の抗告訴訟

(無効等確認の訴えの原告適格)

第三十六条 無効等確認の訴えは、当該処分又は判決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は判決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分若しくは判決の存否又はその効力の有無を

前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限り、提起することができる。

(不作為の違法確認の訴えの原告適格)
第三十七条 不作為の違法確認の訴えは、処分又は判決についての申請をした者に限り、提起することができる。

(義務付けの訴えの要件等)

第三十七条の二 第三条第六項第一号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる。

2 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。

3 第一項の義務付けの訴えは、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。

4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。

5 義務付けの訴えが第一項及び第三項に規定する要件に該当する場合において、その義務付けの訴えに係る処分につき、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分をすべき旨を命ずる判決をする。

第三十七条の三 第三条第六項第二号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときに限り、提起することができる。

一 当該法令に基づき申請又は審査請求に対し相当の期間内に何らの処分又は裁判がされないこと。

二 当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁判がされた場合において、当該処分又は裁判が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であること。

2 前項の義務付けの訴えは、同項各号に規定する法令に基づき申請又は審査請求をした者に限り、提起することができる。

3 第一項の義務付けの訴えを提起するときは、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める訴えをその義務付けの訴えに併合して提起しなければならない。この場合において、当該各号に定める訴えに係る訴訟の管轄について他の法律に特別の定めがあるときは、当該義務付けの訴えに係る訴訟の管

前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限り、提起することができる。

(不作為の違法確認の訴えの原告適格)
第三十七条 不作為の違法確認の訴えは、処分又は判決についての申請をした者に限り、提起することができる。

(新設)

(新設)

轄は、第三十八条第一項において準用する第十二条の規定にかかわらず、その定めに従う。

- 1 第一項第一号に掲げる要件に該当する場合 同号に規定する処分又は裁判に係る不作為の違法確認の訴え
- 2 第一項第二号に掲げる要件に該当する場合 同号に規定する処分又は裁判に係る取消訴訟又は無効等確認の訴え
- 4 前項の規定により併合して提起された義務付けの訴え及び同項各号に定める訴えに係る弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。
- 5 義務付けの訴えが第一項から第三項までに規定する要件に該当する場合において、同項各号に定める訴えに係る請求に理由があると認められ、かつ、その義務付けの訴えに係る処分又は裁判につき、行政庁がその処分若しくは裁判をすべきであることがその処分若しくは裁判の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁判をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、その義務付けの訴えに係る処分又は裁判をすべき旨を命ずる判決をする。
- 6 第四項の規定にかかわらず、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、第三項各号に定める訴えについてのみ終局判決をすることがより迅速な争訟の解決に資すると認めるときは、当該訴えについてのみ終局判決をすることができる。この場合において、裁判所は、当該訴えについてのみ終局判決をしたときは、当事者の意見を聴いて、当該訴えに係る訴訟手続が完結するまでの間、義務付けの訴えに係る訴訟手続を中止することができる。
- 7 第一項の義務付けの訴えのうち、行政庁が一定の判決をすべき旨を命ずることを求めるものは、処分についての審査請求がされた場合において、当該処分に係る処分の取消しの訴え又は無効等確認の訴えを提起することができないときに限り、提起することができる。

(差止めの訴えの要件)

- 第三十七条の四 差止めの訴えは、一定の処分又は裁判がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合に限り、提起することができる。ただし、その損害を避けるため他に適当な方法があるときは、この限りでない。
- 2 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分又は裁判の内容及び性質をも勘案するものとする。
- 3 差止めの訴えは、行政庁が一定の処分又は裁判をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。
- 4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。
- 5 差止めの訴えが第一項及び第三項に規定する要件に該当する場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁判につき、行政庁がその処分若しくは裁判をすべきでないことがその処分若しくは裁判の根拠となる法令の規定から明らか

(新設)

かであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をすることがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずる判決をする。

(仮の義務付け及び仮の差止め)

第三十七条の五 義務付けの訴えの提起があつた場合において、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずること(以下この条において「仮の義務付け」という。)ができる。

2 差止めの訴えの提起があつた場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずること(以下この条において「仮の差止め」という。)ができる。

3 仮の義務付け又は仮の差止めは、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、することができない。

4 第二十五条第五項から第八項まで、第二十六条から第二十八条まで及び第三十三条第一項の規定は、仮の義務付け又は仮の差止めに関する事項について準用する。

5 前項において準用する第二十五条第七項の即時抗告についての裁判又は前項において準用する第二十六条第一項の決定により仮の義務付けの決定が取り消されたときは、当該行政庁は、当該仮の義務付けの決定に基づいてした処分又は裁決を取り消さなければならない。

(取消訴訟に関する規定の準用)

第三十八条 第十一条から第十三条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条まで、第二十四条、第三十三条及び第三十五条の規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟について準用する。

2 第十条第二項の規定は、処分の無効等確認の訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟とを提起することができる場合に、第二十条の規定は、処分の無効等確認の訴えをその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟に併合して提起する場合に準用する。

3 第二十三条の一、第二十五条から第二十九条まで及び第三十二条第二項の規定は、無効等確認の訴えについて準用する。

4 第八条及び第十条第二項の規定は、不作為の違法確認の訴えに準用する。

第三章 当事者訴訟

(新設)

(取消訴訟に関する規定の準用)

第三十八条 第十一条から第十三条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条から第二十四条まで、第三十三条及び第三十五条の規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟に準用する。

2 第十条第二項の規定は、処分の無効等確認の訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟とを提起することができる場合に、第二十条の規定は、処分の無効等確認の訴えをその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟に併合して提起する場合に準用する。

3 第二十五条から第二十九条まで及び第三十二条第二項の規定は、無効等確認の訴えに準用する。

4 第八条及び第十条第二項の規定は、不作為の違法確認の訴えに準用する。

第三章 当事者訴訟

(出訴の通知)
第三十九条 当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は判決に関する訴訟で、法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものが提起されたときは、裁判所は、当該処分又は判決をした行政庁にその旨を通知するものとする。

(出訴期間の定めがある当事者訴訟)
第四十条 法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟は、その法令に別段の定めがある場合を除き、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であつても、これを提起することができる。
2 第十五条の規定は、法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟について準用する。

(抗告訴訟に関する規定の準用)
第四十一条 第二十三条、第二十四条、第三十三条第一項及び第三十五条の規定は、当事者訴訟について、第二十三条の二の規定は当事者訴訟における処分又は判決の理由を明らかにする資料の提出について準用する。

2 第十三条の規定は、当事者訴訟とその目的たる請求と関連請求の関係にある請求に係る訴訟とが各別の裁判所に係属する場合における移送に、第十六条から第十九条までの規定は、これらの訴えの併合について準用する。

第四章 民衆訴訟及び機関訴訟

(訴えの提起)
第四十二条 民衆訴訟及び機関訴訟は、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができる。

(抗告訴訟又は当事者訴訟に関する規定の準用)
第四十三条 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は判決の取消しを求めるものについては、第九条及び第十条第一項の規定を除き、取消訴訟に関する規定を準用する。

2 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は判決の無効の確認を求めるものについては、第三十六条の規定を除き、無効等確認の訴えに関する規定を準用する。
3 民衆訴訟又は機関訴訟で、前二項に規定する訴訟以外のものについては、第三十九条及び第四十条第一項の規定を除き、当事者訴訟に関する規定を準用する。

第五章 補則

(仮処分の排除)

(出訴の通知)
第三十九条 当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は判決に関する訴訟で、法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものが提起されたときは、裁判所は、当該処分又は判決をした行政庁にその旨を通知するものとする。

(出訴期間の定めがある当事者訴訟)
第四十条 当事者訴訟につき法令に出訴期間の定めがあるときは、その期間は、不変期間とする。

2 第十五条の規定は、出訴期間の定めがある当事者訴訟に準用する。

(抗告訴訟に関する規定の準用)
第四十一条 第二十三条、第二十四条、第三十三条第一項及び第三十五条の規定は、当事者訴訟に準用する。

2 第十三条の規定は、当事者訴訟とその目的たる請求と関連請求の関係にある請求に係る訴訟とが各別の裁判所に係属する場合における移送に、第十六条から第十九条までの規定は、これらの訴えの併合について準用する。

第四章 民衆訴訟及び機関訴訟

(訴えの提起)
第四十二条 民衆訴訟及び機関訴訟は、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができる。

(抗告訴訟又は当事者訴訟に関する規定の準用)
第四十三条 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は判決の取消しを求めるものについては、第九条及び第十条第一項の規定を除き、取消訴訟に関する規定を準用する。

2 民衆訴訟又は機関訴訟で、処分又は判決の無効の確認を求めるものについては、第三十六条の規定を除き、無効等確認の訴えに関する規定を準用する。
3 民衆訴訟又は機関訴訟で、前二項に規定する訴訟以外のものについては、第三十九条及び第四十条第一項の規定を除き、当事者訴訟に関する規定を準用する。

第五章 補則

(仮処分の排除)

第四十四条 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に規定する仮処分をすることができない。

（処分の効力等を争点とする訴訟）

第四十五条 私法上の法律関係に関する訴訟において、処分若しくは判決の存否又はその効力の有無が争われている場合には、第二十三条第一項及び第二項並びに第三十九条の規定を準用する。

2 前項の規定により行政庁が訴訟に参加した場合には、民事訴訟法第四十五条第一項及び第二項の規定を準用する。ただし、攻撃又は防御の方法は、当該処分若しくは判決の存否又はその効力の有無に関するものに限り、提出することができる。

3 第一項の規定により行政庁が訴訟に参加した後において、処分若しくは判決の存否又はその効力の有無に関する争いがなくなつたときは、裁判所は、参加の決定を取り消すことができる。

4 第一項の場合には、当該争点について第二十三条の二及び第二十四条の規定を、訴訟費用の裁判について第三十五条の規定を準用する。

（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）

第四十六条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は判決をする場合には、当該処分又は判決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭である場合は、この限りでない。

一 当該処分又は判決に係る取消訴訟の被告とすべき者

二 当該処分又は判決に係る取消訴訟の出訴期間

三 法律に当該処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する判決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭である場合は、この限りでない。

3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は判決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は判決をする場合には、当該処分又は判決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭である場合は、この限りでない。

一 当該訴訟の被告とすべき者

別表（第十二条関係）

名称 根拠法

第四十四条 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に規定する仮処分をすることができない。

（処分の効力等を争点とする訴訟）

第四十五条 私法上の法律関係に関する訴訟において、処分若しくは判決の存否又はその効力の有無が争われている場合には、第二十三条第一項及び第二項並びに第三十九条の規定を準用する。

2 前項の規定により行政庁が訴訟に参加した場合には、民事訴訟法第四十五条第一項及び第二項の規定を準用する。ただし、攻撃又は防御の方法は、当該処分若しくは判決の存否又はその効力の有無に関するものに限り、提出することができる。

3 第一項の規定により行政庁が訴訟に参加した後において、処分若しくは判決の存否又はその効力の有無に関する争いがなくなつたときは、裁判所は、参加の決定を取り消すことができる。

4 第一項の場合には、当該争点に関し第二十四条の規定を、訴訟費用の裁判に関し第三十五条の規定を準用する。

（新設）

（新設）

沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第一百五十六号）
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第三百三十三号）
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
総合研究開発機構	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本原子力研究所	日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
日本自転車振興会	自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本船舶振興会	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）

日本郵政公社 年金資金運用基金	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号） 年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）
農水産業協同組合貯 金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五 十三号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五 号）
阪神高速道路路公団	阪神高速道路路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第五百十六号）
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

砂防法（明治三十年法律第二十九号）	改正後	改正前
第四十三条 第二十二條又八第二十三條ニ依リ下付スベキ補償金額ニ対シ不服アル者ハ行政庁ニ於テ補償金額ノ通知ヲナシタル日ヨリ六箇月以内ニ訴ヲ以テ其ノ増額ヲ請求スルコトヲ得 （略）	改正後	第四十三条 第二十二條又八第二十三條ニ依リ下付スベキ補償金額ニ対シ不服アル者ハ行政庁ニ於テ補償金額ノ通知ヲナシタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ其ノ増額ヲ請求スルコトヲ得 （同上）

水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）	改正後	改正前
第五十条 前項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知リタル日ヨリ六箇月以内ニ訴ヲ以テ補償金額ノ増額ヲ請求スルコトヲ得 （略）	改正後	第五十条 前項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知リタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ補償金額ノ増額ヲ請求スルコトヲ得 （同上）

運河法（大正二年法律第十六号）	改正後	改正前
第四条 第一項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知リタル日ヨリ六箇月以内ニ訴ヲ以テ費用ノ負担額ノ増減ヲ請求スルコトヲ得 （略）	改正後	第四条 第一項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知リタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ費用ノ負担額ノ増減ヲ請求スルコトヲ得 （同上）

<p>(略)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>前項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知りタル日ヨリ六箇月以内ニ訴ヲ以テ第一項ノ費用ノ増額ヲ請求スルコトヲ得</p> <p>(略)</p>	<p>(同上)</p> <p>第十五条 (同上)</p> <p>前項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知りタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ第一項ノ費用ノ増額ヲ請求スルコトヲ得</p> <p>(同上)</p>
--	---

<p>公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)</p> <p>改正後</p> <p>第四十四条 第六条第三項ノ規定ニ依ル補償ノ裁定又ハ第十条若八第三十二条第二項ノ規定ニ依ル補償ニ關スル処分ニ不服アル者ハ其ノ裁定書ノ送付ヲ受ケタル日又ハ補償ニ關スル処分ヲ知りタル日ヨリ六箇月以内ニ訴ヲ以テ其ノ額ノ増減ヲ請求スルコトヲ得</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>第四十四条 第六条第三項ノ規定ニ依ル補償ノ裁定又ハ第十条若八第三十二条第二項ノ規定ニ依ル補償ニ關スル処分ニ不服アル者ハ其ノ裁定書ノ送付ヲ受ケタル日又ハ補償ニ關スル処分ヲ知りタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ其ノ額ノ増減ヲ請求スルコトヲ得</p> <p>2 (同上)</p>
---	--

<p>航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)</p> <p>改正後</p> <p>(損失補償)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 前項第三号ノ決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六箇月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(損失補償)</p> <p>第十三条 (同上)</p> <p>2 前項第三号ノ決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。</p> <p>3 (同上)</p>
---	---

<p>学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)</p> <p>改正後</p> <p>(増額の訴え)</p> <p>第二十三条 前条第五項の補償金額の決定に不服のある者は、決定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(増額の訴え)</p> <p>第二十三条 前条第五項の補償金額の決定に不服のある者は、決定のあつたことを知つた日から三箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる</p> <p>2 (同上)</p>
---	--

<p>森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)</p> <p>改正後</p> <p>(損失補償)</p> <p>第八条 1、4 (略)</p> <p>5 前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六箇月以内に、訴え</p>	<p>改正前</p> <p>(損失補償)</p> <p>第八条 1、4 (同上)</p> <p>5 前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴え</p>
---	--

6 (略)	をもつて補償金額の増額を請求することができる。
6 (同上)	をもつて補償金額の増額を請求することができる。

水路業務法(昭和二十五年法律第百二号)	
改正後	
第十五条 1・2 (略)	(損失の補償)
3	前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六箇月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。
4 (略)	
改正前	
第十五条 1・2 (同上)	(損失の補償)
3	前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。
4 (同上)	

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)	
改正後	
第二十条 1・5 (略)	(損失の補償)
6	前三項の補償金額の決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。
7 (略)	
改正前	
第二十条 1・5 (同上)	(損失の補償)
6	前三項の補償金額の決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から三箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。
7 (同上)	

港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)	
改正後	
第十八条の三 1・2 (略)	(損失の補償)
3	前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六箇月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。
4・5 (略)	
改正前	
第十八条の三 1・2 (同上)	(損失の補償)
3	前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。
4・5 (同上)	

気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)	
改正後	
第四十条 1・2 (略)	(損失の補償)
3	前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六箇月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。
4 (略)	
改正前	
第四十条 1・2 (同上)	(損失の補償)
3	前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。
4 (同上)	

供託法（明治三十二年法律第十五号）

改正後

第一条ノ八 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項但書、第三十四条第二項乃至第七項、第四十条第三項乃至第六項及び第四十三条ノ規定ハ供託官ノ処分ニ係ル審査請求ニ付テハ之ヲ適用セズ

改正前

第一条ノ八 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項但書、第三十四条第二項乃至第六項、第四十条第三項乃至第六項及び第四十三条ノ規定ハ供託官ノ処分ニ係ル審査請求ニ付テハ之ヲ適用セズ

不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）

改正後

第一百五十七条ノ二 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項但書、第三十四条第二項乃至第七項、第三十七条第六項、第四十条第三項乃至第六項及び第四十三条ノ規定ハ登記官ノ処分ニ係ル審査請求ニ付テハ之ヲ適用セズ

改正前

第一百五十七条ノ二 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項但書、第三十四条第二項乃至第六項、第三十七条第六項、第四十条第三項乃至第六項及び第四十三条ノ規定ハ登記官ノ処分ニ係ル審査請求ニ付テハ之ヲ適用セズ

陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）

改正後

第十条 第三条第二項ノ裁定アリタル場合ニ於テ第二条第一項第二号ノ譲受ノ価額、同項第三号ノ共同経営ニ於ケル取得若ハ負担ノ金額ノ割合又ハ同項第四号ノ管理ト報酬金額ニ付不服アル者ハ協定ノ相手方ヲ被告トシ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六月内ニ出訴スルコトヲ得
（略）

改正前

第十条 第三条第二項ノ裁定アリタル場合ニ於テ第二条第一項第二号ノ譲受ノ価額、同項第三号ノ共同経営ニ於ケル取得若ハ負担ノ金額ノ割合又ハ同項第四号ノ管理ト報酬金額ニ付不服アル者ハ協定ノ相手方ヲ被告トシ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ出訴スルコトヲ得
（同上）

海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）

改正後

（損失の補償）
第二十七条 1・2 （略）
3 前項の補償の額の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。
4・5 （略）

改正前

（損失の補償）
第二十七条 1・2 （同上）
3 前項の補償の額の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。
4・5 （同上）

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

改正後

第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から六月を経過したときは、この限りでない。
一（三）（略）

改正前

第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。
一（三）（同上）

2・3 (略)	2・3 (同上)
---------	----------

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)	改正後	改正前
----------------------	-----	-----

(対価等の額の増減の訴え) 第八十五条の三 次に掲げる対価、借賃又は補償金の額に不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、これらの対価、借賃又は補償金に係る処分があつた日から六月を経過したときは、この限りでない。 一七 (略) 2 4 (略)	(対価等の額の増減の訴え) 第八十五条の三 次に掲げる対価、借賃又は補償金の額に不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、これらの対価、借賃又は補償金に係る処分があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。 一七 (同上) 2 4 (同上)
--	--

自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)	改正後	改正前
---------------------	-----	-----

(訓練のための漁船の操業の制限又は禁止) 第五十五条 1 8 (略) 9 前項の規定により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定を知つた日から六月以内に訴えをもつてその増額を請求することができる。 10 12 (略)	(訓練のための漁船の操業の制限又は禁止) 第五十五条 1 8 (同上) 9 前項の規定により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定を知つた日から三月以内に訴えをもつてその増額を請求することができる。 10 12 (同上)
---	---

特許法(昭和三十四年法律第二百一十号)	改正後	改正前
---------------------	-----	-----

(対価の額についての訴え) 第八十三条 (略) 2 前項の訴えは、裁定の謄本の送達があつた日から六月を経過した後は、提起することができない。	(対価の額についての訴え) 第八十三条 (同上) 2 前項の訴えは、裁定の謄本の送達があつた日から三月を経過した後は、提起することができない。
--	---

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)	改正後	改正前
---------------------	-----	-----

第三十三条 前条第一項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。 2 3 (略)	第三十三条 前条第一項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。 2 3 (同上)
--	---

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第十号) 改正後	改正前
--	-----

<p>(増額請求の訴え)</p> <p>第十四条 第十二条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十七条 前条第一項の裁定のうち補償金の額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。</p> <p>2 3 4 (略)</p>	<p>(増額請求の訴え)</p> <p>第十四条 第十二条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。</p> <p>2 (同上)</p> <p>第十七条 前条第一項の裁定のうち補償金の額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。</p> <p>2 3 4 (同上)</p>
---	---

<p>農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)</p> <p>改正後</p> <p>第十五条の十二 第十五条の十第一項の裁定のうち借賃の額について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から六月を経過したときは、この限りでない。</p> <p>2 3 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>第十五条の十二 第十五条の十第一項の裁定のうち借賃の額について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。</p> <p>2 3 (同上)</p>
---	--

<p>著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)</p> <p>改正後</p> <p>(補償金の額についての訴え)</p> <p>第七十二条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の規定に基づき定められた補償金の額について不服がある当事者は、これらの規定による裁定があつたことを知つた日から六月以内に、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(補償金の額についての訴え)</p> <p>第七十二条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の規定に基づき定められた補償金の額について不服がある当事者は、これらの規定による裁定があつたことを知つた日から三月以内に、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。</p> <p>2 (同上)</p>
---	---

<p>林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)</p> <p>改正後</p> <p>(特別母樹等についての損失補償)</p> <p>第八条 1 3 (略)</p> <p>4 前項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(特別母樹等についての損失補償)</p> <p>第八条 1 3 (同上)</p> <p>4 前項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。</p> <p>5 (同上)</p>
--	--

<p>生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)</p> <p>改正後</p>	<p>改正前</p>
--	------------

<p>(売渡しに関する指示及び命令) 第四条 1～6 (略)</p> <p>7 第四項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六月以内に訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。</p> <p>8・9 (略)</p>	<p>(売渡しに関する指示及び命令) 第四条 1～6 (同上)</p> <p>7 第四項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。</p> <p>8・9 (同上)</p>
--	--

<p>石油需給適正化法(昭和四十八年法律第百一十二号) 改正後</p> <p>(石油の保有の指示等) 第十条 1～8 (略)</p> <p>9 第六項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六月以内に訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。</p> <p>10・11 (略)</p>	<p>(石油の保有の指示等) 第十条 1～8 (同上)</p> <p>9 第六項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。</p> <p>10・11 (同上)</p>
---	--

<p>防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号) 改正後</p> <p>(増額請求の訴え) 第十七条 第十五条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(増額請求の訴え) 第十七条 第十五条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。</p> <p>2 (同上)</p>
--	---

<p>成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号) 改正後</p> <p>(損失の補償) 第四条 (略)</p> <p>2 前項の補償については、国土交通大臣は、自己の見積つた金額を、同項の規定により補償を受けようとする者の請求により、その者に支払うものとする。この場合において、当該金額について不服がある者は、その交付の決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(損失の補償) 第四条 (同上)</p> <p>2 前項の補償については、国土交通大臣は、自己の見積つた金額を、同項の規定により補償を受けようとする者の請求により、その者に支払うものとする。この場合において、当該金額について不服がある者は、その交付の決定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。</p> <p>3 (同上)</p>
---	---

<p>電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 改正後</p> <p>(電気通信設備の接続に関する命令等)</p>	<p>改正前</p> <p>(電気通信設備の接続に関する命令等)</p>
--	--------------------------------------

<p>第三十五条 1～7 (略)</p> <p>8 第三項又は第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。</p> <p>9・10 (略)</p>	<p>第三十五条 1～7 (同上)</p> <p>8 第三項又は第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。</p> <p>9・10 (同上)</p>
---	---

<p>鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)</p> <p>改正後</p> <p>(土地の立入り及び使用)</p> <p>第二十二条 1～8 (略)</p> <p>9 第五項の裁定のうち補償金の額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。</p> <p>10・11 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(土地の立入り及び使用)</p> <p>第二十二条 1～8 (同上)</p> <p>9 第五項の裁定のうち補償金の額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。</p> <p>10・11 (同上)</p>
---	---

<p>持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)</p> <p>改正後</p> <p>(損失の補償)</p> <p>第九条 1～3 (略)</p> <p>4 前項の補償金額の決定に不服のある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(損失の補償)</p> <p>第九条 1～3 (同上)</p> <p>4 前項の補償金額の決定に不服のある者は、その決定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。</p> <p>5 (同上)</p>
--	--

<p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)</p> <p>改正後</p> <p>第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければなら ない。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下本号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。))に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。))の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下本号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。))に係るものを除く。)、和解</p>	<p>改正前</p> <p>第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければなら ない。</p> <p>一～十一 (同上)</p> <p>十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に關すること。</p>
---	--

(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、斡旋、調停及び仲裁に関すること。
十三了十五 (略)

第百五十二条の二 普通地方公共団体の議会又は議長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

第百七十六条 (略)
前項の訴えのうち第四項の規定による議会の議決又は選挙の取消しを求めるものは、当該議会を被告として提起しなければならない。

第百九十二条 選挙管理委員会の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が当該普通地方公共団体を代表する。

第百九十九条の三 (略)

代表監査委員は、監査委員に関する庶務及び次項又は第二百四十二条の三第五項に規定する訴訟に関する事務を処理する。

代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。
(略)

(許認可等の基準)

第二百五十条の二 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体からの法令に基づく申請又は協議の申出(以下本款、第二百五十条の十三第二項、第二百五十一条の三第二項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十二条第一項及び第二百五十三条の十七の三第三項において「申請等」という。)があつた場合において、許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為(以下本款及び第二百五十二条の十七の三第三項において「許認可等」という。)をするかどうかを法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならない。
2・3 (略)

(国の関与に関する訴えの提起)

第二百五十一条の五 第二百五十条の十三第一項又は第二項の規定による審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該審査の申出の相手方となつた国の行政庁(国の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁)を被告として、訴えをもつて当

十三了十五 (同上)
(同上)

(新設)

第百七十六条 (同上)

(新設)

第百九十二条 削除

第百九十九条の三 (同上)

代表監査委員は、監査委員に関する庶務及び第二百四十二条の三第五項に規定する訴訟に関する事務を処理する。
(新設)

(同上)

(許認可等の基準)

第二百五十条の二 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体からの法令に基づく申請又は協議の申出(以下本款、第二百五十条の十三第二項、第二百五十一条の三第二項及び第二百五十二条の十七の三第三項において「申請等」という。)があつた場合において、許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為(以下本款及び第二百五十二条の十七の三第三項において「許認可等」という。)をするかどうかを法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならない。
2・3 (同上)

(国の関与に関する訴えの提起)

第二百五十一条の五 第二百五十条の十三第一項又は第二項の規定による審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該審査の申出の相手方となつた国の行政庁を被告として、訴えをもつて当該審査の申出に係る違法な国の関与の取消し又は当該審査の申出に係る国の不作為の違法の確認を求めることができる。

該審査の申出に係る違法な国の関与の取消し又は当該審査の申出に係る国の不作為の違法の確認を求めることができる。ただし、違法な国の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、国を被告として提起しなければならない。

一 第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告に不服があるとき。
二 第二百五十条の十八第一項の規定による国の行政庁の措置に不服があると

き。
三 当該審査の申出をした日から九十日を経過しても、委員会が第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による審査又は勧告を行わないとき。

四 国の行政庁が第二百五十条の十八第一項の規定による措置を講じないとき

27 (略)

8 第一項の訴えのうち違法な国の関与の取消しを求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第一項の規定にかかわらず、同法第八条第二項、第十一条から第二十二条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定は、準用しない。

9 (略)
(削る)

10 (略)

(都道府県の関与に関する訴えの提起)

第二百五十二条 第二百五十一条の三第一項又は第二項の規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該申出の相手方となつた都道府県の行政庁(都道府県の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁)を被告として、訴えをもつて当該申出に係る違法な都道府県の関与の取消し又は当該申出に係る都道府県の不作為の違法の確認を求めることができる。ただし、違法な都道府県の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、当該都道府県を被告として提起しなければならない。

一 第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項又は第二百五十一条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による自治紛争処理委員の審査の結果又は勧告に不服があるとき。

二 第二百五十一条の三第九項の規定による都道府県の行政庁の措置に不服があるとき。

三 当該申出をした日から九十日を経過しても、自治紛争処理委員が第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二

一 第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告に不服があるとき。

二 第二百五十条の十八第一項の規定による国の行政庁の措置に不服があると

き。
三 当該審査の申出をした日から九十日を経過しても、委員会が第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による審査又は勧告を行わないとき。

四 国の行政庁が第二百五十条の十八第一項の規定による措置を講じないとき

27 (同上)

8 第一項の訴えのうち違法な国の関与の取消しを求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第一項の規定にかかわらず、同法第八条第二項、第十一条、第十二条から第二十二条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定は、準用しない。

9 (同上)

10 行政事件訴訟法第十一条ただし書の規定は、第一項の訴えのうち国の不作為の違法の確認を求めるものに準用する。

(都道府県の関与に関する訴えの提起)

第二百五十二条 第二百五十一条の三第一項又は第二項の規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該申出の相手方となつた都道府県の行政庁を被告として、訴えをもつて当該申出に係る違法な都道府県の関与の取消し又は当該申出に係る都道府県の不作為の違法の確認を求めることができる。

一 第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項又は第二百五十一条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による自治紛争処理委員の審査の結果又は勧告に不服があるとき。

二 第二百五十一条の三第九項の規定による都道府県の行政庁の措置に不服があるとき。

三 当該申出をした日から九十日を経過しても、自治紛争処理委員が第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二

<p>項又は第二百五十一条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による審査又は勧告を行わないとき。</p> <p>四 都道府県の行政庁が第二百五十一条の三第九項の規定による措置を講じないとき。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の訴えのうち違法な都道府県の関与の取消しを求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第一項の規定にかかわらず、同法第八条第二項、第十一条から第二十二條まで、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條、第三十二條及び第三十四條の規定は、準用しない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (削る)</p> <p>(略)</p>	<p>項又は第二百五十一条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による審査又は勧告を行わないとき。</p> <p>四 都道府県の行政庁が第二百五十一条の三第九項の規定による措置を講じないとき。</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>4 第一項の訴えのうち違法な都道府県の関与の取消しを求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第一項の規定にかかわらず、同法第八条第二項、第十一条から第二十二條まで、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條、第三十二條及び第三十四條の規定は、準用しない。</p> <p>5 (同上)</p> <p>6 行政事件訴訟法第十一条ただし書の規定は、第一項の訴えのうち都道府県の不作為の違法の確認を求めるものに準用する。</p> <p>7 (同上)</p>
---	---

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）

改正後

改正前

<p>第五条 行政庁は、所部の職員でその指定するものに、当該行政庁の処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。）又は裁判（同法第三項に規定する裁判をいう。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八條第一項（同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟を行わせることができる。</p> <p>前項の訴訟に係る行政庁の上級行政庁の職員は、同項の規定の適用については、当該行政庁の所部の職員とみなす。</p> <p>(略)</p> <p>第六条の二 行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八條第一項（同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>地方公共団体を当事者とし又は地方公共団体の行政庁を当事者若しくは参加人とする前二項に規定する訴訟に係る当該地方公共団体の事務（前項の参加に係る事務を含む。）については、法務大臣は、当該地方公共団体に対し、助言、勧告、資料提出の要求及び指示をすることができる。ただし、指示については、法務大臣が国の利害を考慮して必要があると認める場合に限る。</p>	<p>第五条 行政庁は、所部の職員でその指定するものに行政庁を当事者又は参加人とする訴訟を行わせることができる。</p> <p>前項の訴訟の当事者又は参加人である行政庁の上級行政庁の職員は、同項の規定の適用については、当該行政庁の所部の職員とみなす。</p> <p>(同上)</p> <p>第六条の二 地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。</p> <p>(同上)</p> <p>地方公共団体の行政庁を当事者又は参加人とする前二項に規定する訴訟に係る当該地方公共団体の事務（前項の参加に係る事務を含む。）については、法務大臣は、当該地方公共団体に対し、助言、勧告、資料提出の要求及び指示をすることができる。ただし、指示については、法務大臣が国の利害を考慮して必要があると認める場合に限る。</p>
--	---

・ (略)

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）

改正後

第六条 第五条第一項、第五条の二第一項又は第五条の三第一項の規定による命令又はその命令についての不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しの訴えは、その命令又は裁決若しくは決定を受けた日から三十日を経過したときは提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（削る）
（略）
（略）
（略）

改正前

第六条 第五条第一項、第五条の二第一項又は第五条の三第一項の規定による命令又はその命令についての不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しの訴えは、その命令又は裁決若しくは決定を受けた日から三十日以内に提起しなければならぬ。

前項の期間は、不変期間とする。
（同上）
（同上）
（同上）

文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第四百四十九号）

改正後

第十五条 1、4 (略)

5 第三項の裁定中对価について不服のある譲渡の当事者は、その裁定の通知を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

6・7 (略)

改正前

第十五条 1、4 (同上)

5 第三項の裁定中对価について不服のある譲渡の当事者は、その裁定の通知を受けた日から三箇月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

6・7 (同上)

電波法（昭和二十五年法律第三百一十号）

改正後

(周波数等の変更)
第七十一条 1、3 (略)

4 第二項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつて、その増額を請求することができる。

5・6 (略)

改正前

(周波数等の変更)
第七十一条 1、3 (同上)

4 第二項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から三箇月以内に、訴えをもつて、その増額を請求することができる。

5・6 (同上)

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）

改正後

(有害構築物の改築等)
第四十一条 1、3 (略)

4 前項の規定により補償を受けることのできる者が金額の決定について不服があるときは、その金額の決定の通知を受けた日から六箇月以内に、港湾管理者

改正前

(有害構築物の改築等)
第四十一条 1、3 (同上)

4 前項の規定により補償を受けることのできる者が金額の決定について不服があるときは、その金額の決定の通知を受けた日から三箇月以内に、港湾管理者

を被告として、訴えをもつて金額の増加を請求することができる。

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）
改正後
改正前

（土地の立入及び使用）
第六十九条 1～5（略）
6 前項の規定による裁定に係る補償金額について不服のある者は、その裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。
7（略）

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）
改正後
改正前

（物件の制限等）
第四十九条 1～5（略）
6 前項の裁定中補償すべき損失の額及び買収の価格について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。
7・8（略）

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）
改正後
改正前

（損失の補償）
第四十五条 1・2（略）
3 裁定のうち、補償金額について不服のある者は、その裁定を受けた日から六箇月以内に訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。
4（略）

労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）
改正後
改正前

目次	目次
第一章～第三章（略）	第一章～第三章（同上）
第四章 労働委員会（第十九条～第二十七条の五）	第四章 労働委員会（第十九条～第二十七条の四）
第五章（略）	第五章（同上）
附則	附則

<p>(労働委員会の命令等) 第二十七条 1～6 (略)</p> <p>7 使用者は、第五項の規定により中央労働委員会に再審査の申立てをしたときは、その申立てに対する中央労働委員会の命令に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。この訴えについては、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第十二条第三項から第五項までの規定は、適用しない。</p> <p>8～13 (略)</p> <p>(抗告訴訟の取扱い) 第二十七条の二 地方労働委員会は、その処分(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分をいう。)に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。</p> <p>(費用弁償) 第二十七条の三 (略)</p> <p>(行政手続法の適用除外) 第二十七条の四 (略)</p> <p>(不服申立ての制限) 第二十七条の五 (略)</p>	<p>(労働委員会の命令等) 第二十七条 1～6 (同上)</p> <p>7 使用者は、第五項の規定により中央労働委員会に再審査の申立てをしたときは、その申立てに対する中央労働委員会の命令に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。この訴えについては、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第十二条第三項の規定は、適用しない。</p> <p>8～13 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>(費用弁償) 第二十七条の二 (同上)</p> <p>(行政手続法の適用除外) 第二十七条の三 (同上)</p> <p>(不服申立ての制限) 第二十七条の四 (同上)</p>
<p>漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号) 改正後</p> <p>(公益上の必要による漁業権の変更、取消し又は行使の停止) 第三十九条 1～8 (略)</p> <p>9 前項の補償金額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増減を請求することができる。</p> <p>10～15 (略)</p> <p>(使用権設定の裁定) 第二百二十五条 1～13 (略)</p> <p>14 第一項若しくは第四項又は第五項の裁定において定める使用権の設定若しくは買取の対価又は移転料の額に不服がある者は、第十一項の公示の日から六月以内に訴えをもつてその増減を請求することができる。</p> <p>15 (略)</p> <p>(抗告訴訟の取扱い)</p>	<p>改正前</p> <p>(公益上の必要による漁業権の変更、取消し又は行使の停止) 第三十九条 1～8 (同上)</p> <p>9 前項の補償金額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴えをもつてその増減を請求することができる。</p> <p>10～15 (同上)</p> <p>(使用権設定の裁定) 第二百二十五条 1～13 (同上)</p> <p>14 第一項若しくは第四項又は第五項の裁定において定める使用権の設定若しくは買取の対価又は移転料の額に不服がある者は、第十一項の公示の日から九十日以内に訴えをもつてその増減を請求することができる。</p> <p>15 (同上)</p>

第百三十五条の三 漁業調整委員会（広域漁業調整委員会を除く。）又は内水面
 漁場管理委員会は、その処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百二十九
 号）第三条第二項に規定する処分をいう。）又は裁判（同条第三項に規定する
 裁判をいう。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準
 用する場合を含む。）の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該
 都道府県を代表する。

（新設）

郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第百八十四号）

改正後

（補償金）
 第十五条 1、3（略）
 4 第二項の補償金の額に不服のある者は、訴えをもつて増減を請求することが
 できる。ただし、前項の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限
 りでない。
 5（略）

改正前

（補償金）
 第十五条 1、3（同上）
 4 第二項の補償金の額に不服のある者は、訴えをもつて増減を請求することが
 できる。ただし、前項の通知を受けた日から三箇月を経過したときは、この限
 りでない。
 5（同上）

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）

改正後

附則
 1・2（略）
 3 相続又は遺贈により財産を取得した者（当該相続に係る被相続人から第二十
 一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。以
 下この項において同じ。）の当該被相続人の死亡の時ににおける住所がこの法律
 の施行地にある場合においては、当該財産を取得した者については、当分の間
 、第二十七条第一項若しくは第三項又は第二十九条第一項の規定により申告す
 べき相続税に係る納税地は、第六十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず
 、被相続人の死亡の時ににおける住所地とする。ただし、当該納税地の所轄税務
 署長がした当該相続税に係る処分は、その者の住所地の所轄税務署長がしたも
 のとみなして、当該住所地の所轄税務署長又は国税局長に対し不服申立てをし
 、又は訴えを提起することを妨げない。
 4、23（略）

改正前

附則
 1・2（同上）
 3 相続又は遺贈により財産を取得した者（当該相続に係る被相続人から第二十
 一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。以
 下この項において同じ。）の当該被相続人の死亡の時ににおける住所がこの法律
 の施行地にある場合においては、当該財産を取得した者については、当分の間
 、第二十七条第一項若しくは第三項又は第二十九条第一項の規定により申告す
 べき相続税に係る納税地は、第六十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず
 、被相続人の死亡の時ににおける住所地とする。ただし、当該納税地の所轄税務
 署長がした当該相続税に係る処分は、その者の住所地の所轄税務署長がしたも
 のとみなして当該住所地の所轄税務署長又は国税局長に対し不服申立てをし、
 又はこれらを被告として訴えを提起することを妨げない。
 4、23（同上）

文化財保護法（昭和二十五年法律第百十四号）

改正後

第四十一条 1・2（略）
 3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求す
 ることができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経

改正前

第四十一条 1・2（同上）
 3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求す
 ることができる。但し、前項の補償の決定の通知を受けた日から三箇月を経過し

4 過したときは、この限りでない。
(略)

4 たときは、この限りでない。
(同上)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 改正後

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 改正前

(原告が行うべき証拠の申出)
第十九条の十四、第十九条第一号、第三号、第五号若しくは第六号に掲げる処分又は加算金の決定に係る行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分取消しの訴えにおいては、その訴えを提起した者が必要経費又は損金の額の存在その他これに類する自己に有利な事実につきその処分基礎とされた事実と異なる旨を主張しようとするときは、相手方当事者である地方団体がその処分の基礎となつた事実を主張した日以後遅滞なくその異なる事実を具体的に主張し、併せてその事実を証明すべき証拠の申出をしなければならない。ただし、当該訴えを提起した者が、その責めに帰することができない理由によりその主張又は証拠の申出を遅滞なくすることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

2 (略)

(抗告訴訟の取扱い)
第四百三十四条の二、固定資産評価審査委員会は、固定資産評価審査委員会の行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁判に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による市町村を被告とする訴訟について、当該市町村を代表する。

(原告が行うべき証拠の申出)
第十九条の十四、第十九条第一号、第三号、第五号若しくは第六号に掲げる処分又は加算金の決定に係る行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分取消しの訴えにおいては、その訴えを提起した者が必要経費又は損金の額の存在その他これに類する自己に有利な事実につきその処分基礎とされた事実と異なる旨を主張しようとするときは、相手方当事者となつた地方団体の長又は第三条の二に規定する支庁、地方事務所、市の区の事務所若しくは税務に関する事務所の長がその処分の基礎となつた事実を主張した日以後遅滞なくその異なる事実を具体的に主張し、併せてその事実を証明すべき証拠の申出をしなければならない。ただし、当該訴えを提起した者が、その責めに帰することができない理由によりその主張又は証拠の申出を遅滞なくすることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

2 (同上)

(新設)

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 改正後

(抗告訴訟の取扱い)
第八条の二、人事委員会又は公平委員会は、人事委員会又は公平委員会の行政事件訴訟法(昭和二十七年法律第三十九号)第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁判に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。

(新設)

鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号) 改正後

改正前

<p>第五十三條の二 1、4 (略)</p> <p>5 前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六箇月以内に、訴えをもつて補償金の増額又は負担金の減額を請求することができる。</p> <p>6、8 (略)</p> <p>(対価の不服の訴え)</p> <p>第九十七條 第九十三條の決定のうち対価について不服のある者は、その決定書の謄本の交付を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその額の増減を請求することができる。</p> <p>2 前項の訴えにおいては、第九十條の規定による決定の申請をした者又は当該採掘権者を被告とする。</p>	<p>第五十三條の二 1、4 (同上)</p> <p>5 前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつて補償金の増額又は負担金の減額を請求することができる。</p> <p>6、8 (同上)</p> <p>(対価の不服の訴え)</p> <p>第九十七條 第九十三條の決定のうち対価について不服のある者は、その決定書の謄本の交付を受けた日から三箇月以内に、訴えをもつてその額の増減を請求することができる。</p> <p>2 前項の訴えにおいては、第九十條の規定による決定の申請をした者又は当該採掘権者を被告とする。</p>
--	--

<p>鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)</p> <p>改正後</p> <p>(執行停止)</p> <p>第二十七條 (略)</p> <p>2 裁定の申請があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行によつて生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁定委員会は、申立てにより、決定で処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止(以下「執行停止」という。)をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。</p> <p>3 裁定委員会は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 前項の規定による執行停止の取消しについては、第五項から第七項までの規定を準用する。</p>	<p>改正前</p> <p>(執行停止)</p> <p>第二十七條 (同上)</p> <p>2 裁定の申請があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行によつて生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁定委員会は、申立てにより、決定で処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止(以下「執行停止」という。)をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。</p> <p>(新設)</p> <p>3 (同上)</p> <p>4 (同上)</p> <p>5 (同上)</p> <p>6 (同上)</p> <p>7 (同上)</p> <p>8 前項の規定による執行停止の取消しについては、第四項から第六項までの規定を準用する。</p>
--	--

<p>農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)</p> <p>改正後</p> <p>(抗告訴訟の取扱い)</p> <p>第三十二條 農業委員会は、その処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三條第二項に規定する処分をいう。)(又は裁判(同条第三項に規</p>	<p>改正前</p> <p>第三十二條及び第三十三條 削除</p>
---	-----------------------------------

定する裁判をいう。)に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による市町村を被告とする訴訟について、当該市町村を代表する。

第三十三条 削除

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)

改正後

(抗告訴訟等の取扱い)

第五十八条の二 収用委員会は、収用委員会の処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三条第二項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。)又は第六十四条の規定により会長若しくは第六十条の二第二項に規定する指名委員がする処分に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

(前三条による損失の補償の裁判手続)

第九十四条 1 8 (略)
9 前項の規定による裁判に対して不服がある者は、第三百三十三条第二項の規定にかかわらず、判決書の正本の送達を受けた日から六十日以内に、損失があつた土地の所在地の裁判所に対して訴を提起しなければならない。
10 }
12 (略)

(起業者が返還を受ける額に係る債務名義)

第一百四条の二 第九十四条第十項から第十二項までの規定は、権利取得裁判中第九十条の三第一項第二号に掲げる起業者が返還を受けることができる額に関する部分について、第三百三十三条第二項及び第三項の規定による訴えの提起がなかつた場合に準用する。この場合において、第九十四条第十項中「第八項の規定によつてされた裁判」とあるのは、「第九十条の三第一項第二号の規定によつて起業者が返還を受けることができる額についてされた裁判」と読み替えるものとする。

(訴訟)

第三百三十三条 収用委員会の裁判に関する訴え(次項及び第三項に規定する損失の補償に関する訴えを除く。)は、判決書の正本の送達を受けた日から三月の不变期間内に提起しなければならない。

2 収用委員会の判決のうち損失の補償に関する訴えは、判決書の正本の送達を受けた日から六月以内に提起しなければならない。

改正前

(新設)

(前三条による損失の補償の裁判手続)
第九十四条 1 8 (同上)
9 前項の規定による裁判に対して不服がある者は、第三百三十三条第一項の規定にかかわらず、判決書の正本の送達を受けた日から六十日以内に、損失があつた土地の所在地の裁判所に対して訴を提起しなければならない。
10 }
12 (同上)

(起業者が返還を受ける額に係る債務名義)

第一百四条の二 第九十四条第十項から第十二項までの規定は、権利取得裁判中第九十条の三第一項第二号に掲げる起業者が返還を受けることができる額に関する部分について、第三百三十三条の規定による訴えの提起がなかつた場合に準用する。この場合において、第九十四条第十項中「第八項の規定によつてされた裁判」とあるのは、「第九十条の三第一項第二号の規定によつて起業者が返還を受けることができる額についてされた裁判」と読み替えるものとする。

(新設)

(訴訟)

第三百三十三条 収用委員会の判決のうち損失の補償に関する訴は、判決書の正本の送達を受けた日から三月以内に提起しなければならない。

<p>3 前項の規定による訴えは、これを提起した者が起業者であるときは土地所有者又は関係人を、土地所有者又は関係人であるときは起業者を、それぞれ被告としなければならない。</p> <p>第三百三十四条 前条第二項及び第三項の規定による訴えの提起は、事業の進行及び土地の収用又は使用を停止しない。</p>	<p>2 前項の規定による訴は、これを提起した者が起業者であるときは土地所有者又は関係人を、土地所有者又は関係人であるときは起業者を、それぞれ被告としなければならない。</p> <p>第三百三十四条 前条の規定による訴の提起は、事業の進行及び土地の収用又は使用を停止しない。</p>
---	---

<p>水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）</p> <p>改正後</p>	<p>改正前</p>
---	------------

<p>(損失補償)</p> <p>第十一条 1、4 (略)</p> <p>5 第三項の規定により告示された補償金額に不服がある者は、告示の日から六月以内に、訴えをもつて、その増額を請求することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>第二十四条 1、4 (略)</p> <p>5 前二項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつて、その増減を請求することができる。</p> <p>6、8 (略)</p>	<p>(損失補償)</p> <p>第十一条 1、4 (同上)</p> <p>5 第三項の規定により告示された補償金額に不服がある者は、告示の日から九十日以内に、訴えをもつて、その増額を請求することができる。</p> <p>6 (同上)</p> <p>第二十四条 1、4 (同上)</p> <p>5 前二項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴えをもつて、その増減を請求することができる。</p> <p>6、8 (同上)</p>
--	--

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）

<p>改正後</p> <p>第十六条 1、3 (略)</p> <p>4 土地収用法第九十四条第十項から第十二項までの規定は、第二項の規定による裁判中前項に規定する防衛施設局長が返還を受けることができる額に関する部分について、第十四条の規定により適用される同法第三百三十三条第二項及び第三項の規定による訴えの提起がなかつた場合に準用する。</p> <p>(不服申立て及び訴訟)</p> <p>第二十九条 土地収用法第三百三十条第二項、第三百三十一条第二項、第三百三十一条の二及び第三百三十二条第二項の規定は内閣総理大臣が行う代行政裁判等に関する異議申立てについて、同法第三百三十三條及び第三百三十四條の規定は内閣総理大臣が行う代行政裁判等に関する訴えの提起について準用する。この場合において、同法第三百三十条第二項中「行政不服審査法第十四条第一項本文」とあるのは「行政不服審査法第四十五条」と、同法第三百三十一条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第三百三十三条第二項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者</p>	<p>改正前</p> <p>第十六条 1、3 (同上)</p> <p>4 土地収用法第九十四条第十項から第十二項までの規定は、第二項の規定による裁判中前項に規定する防衛施設局長が返還を受けることができる額に関する部分について、第十四条の規定により適用される同法第三百三十三条の規定による訴えの提起がなかつた場合に準用する。</p> <p>(不服申立て及び訴訟)</p> <p>第二十九条 土地収用法第三百三十条第二項、第三百三十一条第二項、第三百三十一条の二及び第三百三十二条第二項の規定は内閣総理大臣が行う代行政裁判等に関する異議申立てについて、同法第三百三十三條及び第三百三十四條の規定は内閣総理大臣が行う代行政裁判等に関する訴えの提起について準用する。この場合において、同法第三百三十条第二項中「行政不服審査法第十四条第一項本文」とあるのは「行政不服審査法第四十五条」と、同法第三百三十一条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第三百三十三条第二項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者</p>
---	--

<p>2 「と、同法第三百三十四条中「事業の進行及び土地の収用又は使用」とあるのは「特定土地等の使用又は収用」と読み替えるものとする。」 (略)</p>	<p>2 「と、同法第三百三十四条中「事業の進行及び土地の収用又は使用」とあるのは「特定土地等の使用又は収用」と読み替えるものとする。」 (同上)</p>
--	---

<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）</p> <p>改正後</p> <p>（増額請求の訴え） 第六条 第四条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六箇月以内に訴えをもつてその増額を請求することができる。 2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。</p>	<p>改正前</p> <p>（増額請求の訴） 第六条 第四条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に訴をもつてその増額を請求することができる。 2 前項の訴においては、国を被告とする。</p>
---	---

<p>農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）</p> <p>改正後</p> <p>（対価等の不服の訴え） 第十条 前条第二項若しくは第九項の裁定において定める電気の供給又は発生する電気の託送若しくは売買の対価又は料金の額に不服がある当事者は、同条第八項の通知を受けた日から六月以内に訴えをもつてその増減を請求することができる。 2 前項の訴えにおいては、裁定の際の他の一方の当事者又はその承継人を被告とする。</p>	<p>改正前</p> <p>（対価等の不服の訴） 第十条 前条第二項若しくは第九項の裁定において定める電気の供給又は発生する電気の託送若しくは売買の対価又は料金の額に不服がある当事者は、同条第八項の通知を受けた日から九十日以内に訴をもつてその増減を請求することができる。 2 前項の訴においては、裁定の際の他の一方の当事者又はその承継人を被告とする。</p>
---	---

<p>逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）</p> <p>改正後</p> <p>（行政手続法等の適用除外） 第三十五条（略） 2 この法律に基づいて行う処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。）又は裁判（同条第三項に規定する裁判をいう。）に係る抗告訴訟（同条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）については、同法第十二条第四項及び第五項（これらの規定を同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p>	<p>改正前</p> <p>（行政手続法の適用除外） 第三十五条（同上） （新設）</p>
---	---

<p>日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）</p> <p>改正後</p> <p>（増額請求の訴え） 第五条 第三条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受</p>	<p>改正前</p> <p>（増額請求の訴） 第五条 第三条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受</p>
--	---

2 けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。
 2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）

改正後

改正前

<p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 雑則（第七十六条―第八十一条） 附則 （苦情の申出等） 第七十九条 1・2（略）</p>	<p>目次 第一章～第六章（同上） 第七章 雑則（第七十六条―第七十九条） 附則 （苦情の申出等） 第七十八条の二 1・2（同上）</p>
<p>（抗告訴訟等の取扱い） 第八十条 都道府県公安委員会は、その処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）若しくは裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ。）又はその管理する方面公安委員会若しくは都道府県警察の職員の処分若しくは裁決に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。））又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。</p>	<p>（新設） （政令への委任） 第七十九条（同上）</p>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

改正後

改正前

<p>（抗告訴訟等の取扱い） 第五十六条 教育委員会は、教育委員会若しくはその権限に属する事務の委任を受けた行政庁の処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）若しくは裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ。）又は教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の処分若しくは裁決に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。））又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。</p>	<p>第五十六条 削除</p>
---	-----------------

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）

改正後

（訴えの提起）

第五十三条 前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

2
（略）

改正前

（訴えの提起）

第五十三条 前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して三月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

2
（同上）

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）

改正後

（訴えの提起）

第三十四条 前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

2
（略）

改正前

（訴えの提起）

第三十四条 前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して三月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

2
（同上）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）

改正後

（損失の補償）

第四十四条 1、3
4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもつてその増額の請求をすることができる。

5
（略）

改正前

（損失の補償）

第四十四条 1、3
4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から起算して三月を経過する日までの間に、訴えをもつてその増額の請求をすることができる。

5
（同上）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

改正後

（損失の補償）

第三十二条 1、3
4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもつてその増額の請求をすることができる。

5
（略）

改正前

（損失の補償）

第三十二条 1、3
4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から起算して三月を経過する日までの間に、訴えをもつてその増額の請求をすることができる。

5
（同上）

水道法（昭和三十一年法律第七十七号）

改正後

改正前

（水道用水の緊急心援）
 第四十条 1、5（略）
 6 第四項の規定による裁定に不服がある者は、その裁定を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつて供給の対価の増減を請求することができる。
 7、9（略）
 （地方公共団体による買収）
 第四十二条 1、4（略）
 5 第三項の規定による裁定のうち買収価額に不服がある者は、その裁定を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその増減を請求することができる。
 6・7（略）

（水道用水の緊急心援）
 第四十条 1、5（同上）
 6 第四項の規定による裁定に不服がある者は、その裁定を受けた日から起算して六箇月以内に、訴えをもつて供給の対価の増減を請求することができる。
 7、9（同上）
 （地方公共団体による買収）
 第四十二条 1、4（同上）
 5 第三項の規定による裁定のうち買収価額に不服がある者は、その裁定を受けた日から起算して六箇月以内に、訴えをもつてその増減を請求することができる。
 6・7（同上）

国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）

改正後

改正前

（滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例）
 第七十一条（略）
 2 前項の規定は、国税通則法第七十五条第一項第二号口若しくは第四項（始審的審査請求）の規定による審査請求又は同法第一百五十一条第一項第三号（訴えの提起の特例）の規定による訴えの提起について準用する。この場合において、前項中「国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）又は第七十七条（異議申立ての期間）」の規定により異議申立てをする」とあるのは、当該訴えについては、「行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第十四条第一項又は第二項（出訴期間）」の規定により訴えを提起する」と読み替えるものとする。

（滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例）
 第七十一条（同上）
 2 前項の規定は、国税通則法第七十五条第一項第二号口若しくは第四項（始審的審査請求）の規定による審査請求又は同法第一百五十一条第一項第三号（訴えの提起の特例）の規定による訴えの提起について準用する。この場合において、前項中「国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）又は第七十七条（異議申立ての期間）」の規定により異議申立てをする」とあるのは、当該訴えについては、「行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第十四条第一項又は第三項（出訴期間）」の規定により訴えを提起する」と読み替えるものとする。

公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）

改正後

改正前

（強制執行）
 第三十七条 補償裁判に対する土地収用法第三百三十三条第二項及び第三項の規定による訴えの提起がなかつたときは、その裁判は、第三十三条の規定による清算金及び利息又は第三十四条第二項の規定による過怠金を請求する権利の強制執行に関しては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十五条第五号に掲げる債務名義とみなす。

（強制執行）
 第三十七条 補償裁判に対する土地収用法第三百三十三条第一項の規定による訴えの提起がなかつたときは、その裁判は、第三十三条の規定による清算金及び利息又は第三十四条第二項の規定による過怠金を請求する権利の強制執行に関しては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十五条第五号に掲げる債務名義とみなす。

ができる期間を~~書面~~で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

2
3
4 (略)

商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)
改正後

(行政不服審査法の規定の適用除外)
第百十九条 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、第百十四条の四の審査請求については、適用しない。

改正前

(行政不服審査法の規定の適用除外)
第百十九条 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第六項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、第百十四条の四の審査請求については、適用しない。

債権譲渡の对抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)
改正後

(行政不服審査法の適用除外)
第十五条 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

改正前

(行政不服審査法の適用除外)
第十五条 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第六項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)
改正後

(行政不服審査法の適用除外)
第十六条 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

改正前

(行政不服審査法の適用除外)
第十六条 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第六項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)
改正後

(損失の補償の協議等)
第四十二条 1、4 (略)
5 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から六十日以内に、訴えをもつてその変更を請求することができる。
6・7 (略)

改正前

(損失の補償の協議等)
第四十二条 1、4 (同上)
5 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から起算して六十日以内に、訴えをもつてその変更を請求することができる。
6・7 (同上)

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）

改正後

改正前

<p>（借家条件の協議及び裁定） 第二百二条 1～5（略） 6 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から六十日以内に、訴えをもつてその変更を請求することができる。 7（略） （施設建築物の一部等の価額等の確定） 第二百三条（略） 2 前項の規定により確定した地代の額は、当事者間に別段の合意がない限り、施設建築敷地について当事者の合意により定められた地代の額とみなす。ただし、その額に不服がある者は、前項の通知を受けた日から六十日以内に、訴えをもつてその増減を請求することができる。 3（略）</p>	<p>（借家条件の協議及び裁定） 第二百二条 1～5（同上） 6 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から起算して六十日以内に、訴えをもつてその変更を請求することができる。 7（同上） （施設建築物の一部等の価額等の確定） 第二百三条（同上） 2 前項の規定により確定した地代の額は、当事者間に別段の合意がない限り、施設建築敷地について当事者の合意により定められた地代の額とみなす。ただし、その額に不服がある者は、前項の通知を受けた日から起算して六十日以内に、訴えをもつてその増減を請求することができる。 3（同上）</p>
---	---

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）

改正後

改正前

<p>（借家条件の協議及び裁定） 第二百四十六条 1～5（略） 6 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から六十日以内に、訴えをもつてその変更を請求することができる。 7（略） （防災施設建築物の一部等の価額等の確定） 第二百四十七条（略） 2 前項の規定により確定した地代の額は、当事者間に別段の合意がない限り、防災施設建築敷地について当事者の合意により定められた地代の額とみなす。ただし、その額に不服がある者は、同項の通知を受けた日から六十日以内に、訴えをもつてその増減を請求することができる。 3（略）</p>	<p>（借家条件の協議及び裁定） 第二百四十六条 1～5（同上） 6 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から起算して六十日以内に、訴えをもつてその変更を請求することができる。 7（同上） （防災施設建築物の一部等の価額等の確定） 第二百四十七条（同上） 2 前項の規定により確定した地代の額は、当事者間に別段の合意がない限り、防災施設建築敷地について当事者の合意により定められた地代の額とみなす。ただし、その額に不服がある者は、同項の通知を受けた日から起算して六十日以内に、訴えをもつてその増減を請求することができる。 3（同上）</p>
---	---

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）

改正後

改正前

<p>（借家条件の協議及び裁定） 第八十三条 1～5（略） 6 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から六十日以内に、訴</p>	<p>（借家条件の協議及び裁定） 第八十三条 1～5（同上） 6 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から起算して六十日以</p>
--	---

7 えをもってその変更を請求することができる。
(略)

7 内に、訴えをもってその変更を請求することができる。
(同上)

民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）

改正後

改正前

別表第一（第三条、第四条関係）		別表第一（第三条、第四条関係）	
項	上欄	下欄	欄
一の二	イ・ロ（略） ハ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立て	イ・ロ（同上） ハ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）の規定による執行停止の申立て	二千円
二	（略）	（同上）	二千円
二の一六	（略）	（同上）	五百円
一七	イ、二（略） ホ 破産法第三百六十六条ノ二第一項の規定による免責の申立て若しくは同法第三百六十七条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四百八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二十七条第八項の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七條第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求る若しくは続行を命ずる裁判を求	イ、二（同上） ホ 破産法第三百六十六条ノ二第一項の規定による免責の申立て若しくは同法第三百六十七条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四百八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第二十七条第八項の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七條第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求る若しくは続行を命ずる裁判を求るの六の規定による申立て	五百円

<p>める申立て又は家事審判法第十五条の六の規定による申立て へ・ト (略)</p>	
<p>一八・一九 (略)</p>	
<p>へ・ト (同上)</p>	
<p>一八・一九 (同上)</p>	

<p>沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号) 改正後</p> <p>(行政事件訴訟法に関する経過措置) 第二十一条 1・2 (略) 3 前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)第十四条第三項の規定の適用を妨げない。 4 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(行政事件訴訟法に関する経過措置) 第二十一条 1・2 (同上) 3 前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)第十四条第四項の規定の適用を妨げない。 4 (同上)</p>
--	--

<p>たはこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号) 改正後</p> <p>附則</p> <p>第二十三条 旧法の処分又は旧法の処分についての行政不服審査法による不服申立てに対し公社の総裁がした裁決若しくは決定(次項において「旧法の処分等」という。)に係る行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)による訴訟であつてこの法律の施行の際現に係属しているものは、政令で定めるところにより、施行日において大蔵大臣(第四十四条の規定により権限の委任を受けた者を含む。)が受け継ぐ。 2 この法律の施行の際旧法の処分等について提起することができる行政事件訴訟法による訴訟は、政令で定めるところにより、国を被告として提起するものとする。</p>	<p>改正前</p> <p>附則</p> <p>第二十三条 旧法の処分又は旧法の処分についての行政不服審査法による不服申立てに対し公社の総裁がした裁決若しくは決定(次項において「旧法の処分等」という。)に係る行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)による訴訟であつてこの法律の施行の際現に係属しているものは、政令で定めるところにより、施行日において大蔵大臣(第四十四条の規定により権限の委任を受けた者を含む。)が受け継ぐ。 2 この法律の施行の際旧法の処分等について提起することができる行政事件訴訟法による訴訟は、政令で定めるところにより、大蔵大臣を相手方として提起するものとする。</p>
---	---

<p>塩事業法(平成八年法律第三十九号) 改正後</p> <p>附則</p> <p>(訴訟に関する経過措置) 第三十四条 旧法の処分等について提起された行政事件訴訟法(昭和三十七年法</p>	<p>改正前</p> <p>附則</p> <p>(訴訟に関する経過措置) 第三十四条 旧法の処分等について提起された行政事件訴訟法(昭和三十七年法</p>
---	---

法律第百三十九号)による訴訟であつて、この法律の施行の際現に係属しているものは、政令で定めるところにより、施行日に大蔵大臣(第三十三条の規定により権限の委任を受けた者を含む。)が受け継ぐ。

2 この法律の施行の際旧法の処分等について提起することができる行政事件訴訟法による訴訟は、政令で定めるところにより、国を被告として提起するものとする。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)

改正後

改正前

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 行政文書の開示(第三条―第十七条)

第三章 不服申立て等(第十八条―第二十一条)

(削る)

(削る)

第四章 補則(第二十二條―第二十七條)

附則

第三章 不服申立て等

(削る)

(削る)

(削る)

(訴訟の移送の特例)

第二十一条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。)が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟(同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。)が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 行政文書の開示(第三条―第十七条)

第三章 不服申立て等

第一節 諮問等(第十八条―第二十条)

第二節 訴訟の管轄の特例等(第二十一条)

第四章 補則(第二十二條―第二十七條)

附則

第三章 不服申立て等

第一節 諮問等

第二節 訴訟の管轄の特例等

第二十一条 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。)については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」という。)にも提起することができる。

2 前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができる。

<p>扱の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。</p> <p>2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。</p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

<p>特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号)</p> <p>改正後</p> <p>第三十条 前条第一項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもってその金額の増減を請求することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第三十三条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもって補償すべき金額の増額を請求することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>第三十条 前条第一項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもってその金額の増減を請求することができる。</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>第三十三条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して三月以内に訴えをもって補償すべき金額の増額を請求することができる。</p> <p>2 (同上)</p>
---	--

<p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)</p> <p>改正後</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 法人文書の開示(第三条―第十七条)</p> <p>第三章 異議申立て等(第十八条―第二十一条)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第四章 情報提供(第二十二条)</p> <p>第五章 補則(第二十三条―第二十六条)</p> <p>附則</p> <p>第三章 異議申立て等</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>改正前</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 法人文書の開示(第三条―第十七条)</p> <p>第三章 異議申立て等</p> <p>第一節 諮問等(第十八条―第二十条)</p> <p>第二節 訴訟の管轄の特例等(第二十一条)</p> <p>第四章 情報提供(第二十二条)</p> <p>第五章 補則(第二十三条―第二十六条)</p> <p>附則</p> <p>第三章 異議申立て等</p> <p>第一節 諮問等</p> <p>第二節 訴訟の管轄の特例等</p> <p>第二十一条 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る異議申立て</p>
---	--

<p>(訴訟の移送の特例)</p> <p>第二十一条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る異議申立てに対する決定の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二条において「情報公開訴訟」という。)が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟(同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。)が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。</p> <p>2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。</p> <p>(法人文書の管理)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 独立行政法人等は、行政機関情報公開法第二十二条第二項の規定に基づく政令の規定を参酌して法人文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>に対する決定の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二条において「情報公開訴訟」という。)については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」という。)にも提起することができる。</p> <p>2 前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る情報公開訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(法人文書の管理)</p> <p>第二十三条 (同上)</p> <p>2 独立行政法人等は、行政機関情報公開法第三十七条第二項の規定に基づく政令の規定を参酌して法人文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。</p>
<p>年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)</p> <p>改正後</p> <p>附則</p> <p>(行政事件訴訟法の一部改正)</p> <p>第二十三条の二 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表年金資金運用基金の項を削る。</p>	<p>改正前</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p>